

ホントは待遇の良い 介護のシゴト

2019年10月から
10年勤務の介護福祉士に国から
毎月8万円の支給!!

「介護職は給与が安い」とよく言われますが、決してそうではありません。待遇も良く安心して長く働くことができる介護施設もたくさんあります。たとえば、本校の母体である「社会福祉法人薫風会」の介護施設では、専門学校新卒者の給料は**226,000円(処遇改善手当含)**、これに夜勤がある部署では**約3万円の手当がプラス**されています。**ボーナスは4.6ヶ月、月に9日間の休みが保障され、サービス残業は一切ありません。**

現在、国は「介護」を重点項目とし、介護職員の待遇をより厚くする政策を次々に行っています。**2017年4月には介護職員月額給料1万円アップ**の政策が実施され、また、**2019年10月から勤続10年以上の介護福祉士に毎月8万円相当が支給される特定処遇改善加算**がはじまります。

ただし、このような政策は全ての介護職員を対象にしているのではなく、主に良質なサービスを提供している、または、提供しようとしている施設の介護職員が対象となっています。

たとえば、介護職員の給料アップを目的に現在行われている「介護職員処遇改善加算」は、一人当たりの月額支給金額をⅠ(37,000円相当)～Ⅴ(12,000円相当)の5つのランクに分け、サービスの質の向上のための職員研修を行っているか否かなど、複数の項目をもとにそのランクが決まる仕組みとなっており、そのランクに該当する金額が月額給料にてプラスされています。

そして、今回新たにはじまる**特定処遇改善加算**も介護職員処遇改善加算のⅢ以上を取得している介護施設で支払われる予定となっています。

※本校のホームページには介護関係の情報を数多く掲載しています。

